

(日経 BP 知財 Awareness／2010 年 12 月 8 日掲載)

対談●インドと日本の特許制度はこう違う (1) 国益にかかわる物質特許

日本の製造業が生き残るためには新興国への進出はもはや避けられない。特に中国と並び、インドは重要な産業拠点となる可能性が高い。ところが、インドで知的財産を保護し、活用するために必要な現地の特許制度については、日本ではあまり知られていない。インド、日本、米国の特許事情に詳しいインド国特許弁理士の Vinit Bapat 氏と、三好内外国特許事務所所長で弁理士の伊藤正和氏が「インドと日本の特許制度の違い」について対談した。

出席者：

サンガム IP 代表取締役社長 インド国特許弁理士 Vinit Bapat 氏
三好内外国特許事務所 所長弁理士 伊藤 正和 氏

伊藤： 新興国における知的財産保護政策では、外国からの投資意欲喚起と国益とのバランスを如何にとるかということが重要です。インドの特許制度における不特許事由を見て、そのことを感じます。日本でもかつては国益を損なうおそれがある物質特許は認められませんでした。

Bapat： インドで物質特許の出願を受け付けたのは 1995 年からです。しかし、実際に審査を始めたのは 2005 年です。1995 年から 2005 までの 10 年間は、特許を「ブラックボックスに入れておく」という考え方でした。

伊藤： 特に物質特許の排除は国益を守るという要素が強いと思います。物質特許は物質そのものの独占権であり、機械や電気回路の場合のような代替手段が取りにくい。例えば、化学式で決まる物質に特許がある場合第三者はその化学式で決まる物質はライセンスが無い限り使用できません。医薬品メーカーが物質特許に敏感なのもそのためです。

Bapat： 実は 1970 年まではインドでも物質特許は認められていました。ところが、国内の産業を守るために 1970 年に特許法が改定され、製薬、化学、食品の 3 分野の物質特許は不特許事由になりました。それが 2005 年まで続いたというわけです。ただし、2005 年以降、物質特許を認める代わりに、特許法第 3 条 (d) 項を追加しました。既存の物質の新たな形

態は認めず、根本的に物質が変わっていなければならないということです。物質特許を認めたとはいえ、この条件を入れることによって、インドは、化学・食品・医薬分野の物質特許の審査条件を厳しくしたという意見があります。2005 年の法改正で挿入されましたこの条件は T R I P S 協定に反しているという意見もあります。

伊藤： 1970 年までは物質特許が国益に反することが意識されていなかったということですか。

Bapat： 過去にさかのぼると、インドは、イギリスから独立してから 1990 年まで閉鎖的な政策をとってきました。その理由は、外国からの資本金で経済的に支配される心配をしていたためです。閉鎖的な政策下では、インド企業の発展のために海外企業のインド進出を拒み、海外から物が入ると 200～300%の関税がかかるという時代でした。国に守られた国営企業が多く、新しい技術を開発する必要もなく、特許を出願しなくても不利になることはなかった。インド企業にとって願ってもいない時代でした。しかし、その後の環境変化でそうは言うて居られなくなり、1990 年以降開放政策をとります。ただ、外国から経済的に支配されることがないように、政府はすべてを一気に開放せず、一つずつ小出しにしながら海外の投資を誘導してきました。この政策の結果、海外からの資本金がインドに入り、新しい民間企業が生まれ、さらに海外企業のインド進出が一気に加速しました。海外企業がインド進出するまえにインドに特許出願するようになり、外国からの特許出願が増えました。そのため、インドの特許制度を先進国のそれと調和（Harmonize）する必要があったのです。



三好内外国特許事務所
所長 弁理士
伊藤 正和 氏



サンガム IP 代表取締役社長
インド国特許弁理士
Vinit Bapat 氏

「地名+製品名」を地理的表示として登録可能

伊藤： インドでは米国からの出願が圧倒的に多いですね。ソフトウェアのアウトソーシングが進んでいるためだと思いますが。

Bapat： 1995 年以降、米国はインドと親密な関係を築いてきています。特に 2000 年問題ではインドのソフトウェア開発が重要な役割を果たしました。米国はインドに研究拠点をどんどん設置しています。

伊藤： 2003 年の特許法改正の中で、ソフトウェアに対する保護が意外に保守的だと感じました。

Bapat： ソフトウェア単独では特許として認められませんが、ハードウェアと組み合わせれば大丈夫です。

伊藤： その考え方は欧州に近いですね。欧州はソフトウェアの場合、その発明が技術的な作用効果やメリットを持っている必要があります。一方、日本の場合はその必要がありません。ビジネス上のメリットでもいいのです。

Bapat： 例えば、コンピュータで計算して、結果が得られただけではダメです。それをプリンターにつなげて印刷し、その効果が物として見える必要があります。

伊藤： そのほかに特許制度で日本と違うところがありますか。

Bapat： 特許制度と言う範囲では有りませんが、知的財産権として、インドでは、日本と同じように「特許」、「意匠」、「商標」がありますが、「実用新案」はありません。またインドには日本にない「地理的表示」というものがあります。例えば、「ダージリン・ティー」や「ベナラス・シルク」がその一例です。地理的表示には地名の部分と商品名の部分が含まれます。例えば、ダージリン・ティーのダージリンは北インドの地名の部分でティーは商品です。ダージリン地方で作られた紅茶であれば誰でも「ダージリン・ティー」として販売できるが、それ以外の地方で作られた紅茶は「ダージリン・ティー」としては販売できないようにするための制度です。地理的表示の申請はそれに含まれている地名に関係のある団体が行います。地名だけでは登録できません。必ず「ティー」のような製品名と組み合わせる必要があります。

伊藤： 日本では地名を使った場合、例えば「讃岐うどん」というのがありますが、「商標」という扱いです。